

OECDによる報告書「グループ会社のコーポレートガバナンスに関するアジア地域の優れた政策・取組み」の概要

アジアにおいて、グループ会社の活動は一国内にとどまらず国境を超えることが一般的である。グループ会社を形成する理由は十分にあるが、コーポレートガバナンスに関して規制上の課題を生じさせている。

アジア地域の優れた政策と取組みを特定するために、OECD コーポレートガバナンス・アジアアラウンドテーブルは、2020年10月、グループ会社に関して新たなプロジェクトを立ち上げることに合意した。12法域（オーストラリア、中国、香港、インド、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、シンガポール、台湾、タイ、ベトナム）が当該プロジェクトに参加し、質問票への回答や当局者間の議論に基づいて、本報告書は7つの領域について提言を特定している。

1. リスク管理：当局者は規制又はガイダンスを設けて、上場会社が子会社や（必要に応じて）その他のグループ会社から生じる様々なリスクを監視・モニタリングするために内部統制システムやリスク管理システムを持つようにすべきである。
2. ガバナンス方針：当局者は規制又はガイダンスを設けて、上場会社がグループガバナンスの決定責任・説明責任を明確にするために適切なグループガバナンス方針・枠組みを持つようにすべきである。
3. グループ会社の活動に関する重要な情報の取得：上場会社が子会社や（必要に応じて）その他のグループ会社のリスクを管理しグループ全体の目的を達成するために、当局者は、上場会社がグループ会社の活動に関する重要な情報を入手できる規制枠組みを確保すべきである。また、当局者は、上場会社が重要な非公表情報を入手可能であるか、さらにどのような場合に可能であるかを明確にすべきである。
4. 独立取締役：独立取締役が全ての株主の利益のために行動するために不当な影響力を受けずに責任を全うできるように、当局者は少数株主の利益保護を確保しつつ、独立取締役の適切性や基準を設けるべきである。
5. 許容されるグループ構造：当局者は特定のグループ構造（株式持合い、階層化、親子上場含む）の制限又は特定のグループ構造から生じるリスクから少数株主の利益を保護のための規制を検討するべきである。
6. 開示：当局は株式保有者やグループ構造に関する開示規定を設けるべきである。当該開示規定には、①主要株主、②実質的支配者、③グループ構造、④株式持合い、⑤取締役の株式保有を含む。
7. 支配者：支配者（創業者や創業者家族含む）がコーポレートガバナンスにおいて果たすべき役割について、当局者は明確に定義するよう努めるとともに当該役割が明確に開

示されるように開示枠組みの確保に努めるべきである。
上記の提言をもって、本報告書はガイダンスとして用いられ、グッドプラクティスを提供することを目的としている。